

自 治 会 会 則

自治会法人
西大沼二丁目自治会

令和 2 年 4 月 5 日

自治会法人 西大沼二丁目自治会会則

第1条 (名称及び事務所)

この会は、自治会法人 西大沼二丁目自治会と称し、事務所を相模原市南区西大沼二丁目 38番 25号 (自治会会館内) に置く。

第2条 (会の地域及び区分)

この会の地域は、西大沼二丁目全域とし、区域を14区に分け、区を運営に必要な組に区分けする。

第3条 (構成員)

この会の会員は、前条の区域に住所を有する個人とする。

2. 入会の申し込みのあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。
3. 本会の活動を賛助する法人、並びに団体及び前条の区域以外の個人は、賛助会員となることができる。

第4条 (会費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第5条 (目的)

この会は、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第6条 (事業)

この会は、前条の目的のため次の事業を行う。

1. 公共機関との連絡に関する事。
2. 集会所の管理運営に関する事。
3. 防犯及び防犯灯の管理、維持に関する事。
4. 地震、災害対策、防火に関する事。
5. 文化教育、文化的な活動に関する事。
6. 親睦を目的としたスポーツ、体育向上に関する事。
7. 保健、衛生に関する事。
8. 社会福祉に関する事。
9. 交通安全指導に関する事。
10. 回覧物、ポスター等の配布に関する事。
11. 相互協力し子供の健全育成を図る事。
12. その他本会の目的達成に必要な事業。

第7条 (役員)

この会に次の役員をおく。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 6名
3. 会 計 1名

- 4. 総務部長 1名
- 5. 事務局長 1名
- 6. 区 長 区相当人員
- 7. 部 長 第6条の事業を遂行するに必要な数
- 8. 監 事 2名

第8条 (役員の仕事)

- 1. 会 長 本会を代表し、会務を総括し、役員会の議長となり会の運営を推進する。
- 2. 副 会 長 会長を補佐し、会長に支障あるときは、これを代行する。
- 3. 会 計 会の会計、経理を担当し、健全財政を推進する。
- 4. 総務部長 会長、副会長を補佐し、会全般の事業部を統括推進する。
- 5. 事務局長 会の庶務を統括推進する。
- 6. 区 長 当該区域内の区務を統括推進する。
- 7. 部 長 主に区長が担当し、担当事業部を統括推進する。
- 8. 監 事 本会の会計及び資産の状況を監査し、総会においてこれを報告する。

第9条 (役員を選出)

会長は、あらかじめ役員会で内定し、総会に於いて承認を受ける。

- 2. 副会長、総務部長、監事、会計及び各部長は、役員会で協議の上選出し、会長はこれを委嘱する。

第10条 (役員の仕事)

会長の任期は、1期2年とし2期4年とするが、やむを得ない場合には3期6年を限度とする。

副会長の任期は、1期2年とし3期6年を限度とする。

- 2. 区長の任期は1年とする。ただし、区長は翌年3分の2残ることとするが、会長がこれを任命することができる。

- 3. 途中から役員になった者は、前任者の残存期間とする。

- 4. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第11条 (名誉会長、顧問及び協力委員)

この会に名誉会長、及び協力委員を置くことができる。

副会長以上の経験者で会長が指名し、役員会で承認された者は名誉会長、及び顧問に就任でき、会の運営について助言、援助を行うことができる。

また、会長が指名する者は協力委員に就任でき、自治会が主宰する行事に参加し、指導することができる。

名誉会長、顧問及び協力委員は本人が辞退した場合はこの限りでない。

第12条 (会議)

総会は毎年1回開催し、会長が召集する。但し役員が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があった場合は、速やかに召集する。

- 2. 総会に付議すべき事項

- 1. 予算及び決算

- 2、事業計画及び事業報告
 - 3、役員の変更
 - 4、特に会長に於いて必要と認めた事項
 - 5、会費の増減
 - 6、その他、本会運営に関する重要な事項
3. 役員会は定期的、又は随時開催し会の円滑な運営を協議決定する。
役員会は、監事を除く第7条の役員をもって構成する。
4. 災害等社会的状況により会議の開催が困難な場合は、会員が「議決権行使書」を提出することによって書面開催を可能とする。

第13条 (総会の議長)

総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

第14条 (総会の定足数)

総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

第15条 (議決)

総会及び役員会の議事は出席者の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として評決を委任することが出来る。

3. 前項の場合における第14条の規定の運用については、その会員は出席したものとみなす。

第16条 (総会の議事録)

総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名押印をしなければならない。

第17条 (資産の構成)

この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 不動産(土地、建物)
2. 別に定める財産目録記載の資産(動産)
3. 預貯金及び現金
4. その他資産

第18条 (資産の管理)

この会の資産は、会長が管理しその方法は役員会の議決によりこれを定める。

第19条 (資産の処分)

この会の資産(不動産)の処分、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

第20条 (事業年度)

この会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

2. 前項の規程にかかわらず、当該年度の予算が総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることが

できる。

第 21 条 （会則の変更）

この会則の変更は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得たのち、市長の認可を受けて行うものとする。

第 22 条 （規則及び細則）

本会則の他、必要な規則及び細則は別に定めることができる。

自治会法人 西大沼二丁目自治会 会則施行規則

1. 第 4 条に定める会費は、会員の所属する各世帯を 1 単位とし、1 口とする。
2. 第 12、13、14 条及び 15 条に定める会員は、会員の所属する各世帯における代表者とする。

附則

1. この会則は昭和 48 年 4 月 1 日より施行する。
2. この会則は平成 5 年 4 月 1 日総会において一部改正し当日より施行する。
3. この会則は平成 7 年 4 月 2 日総会において一部改正し当日より施行する。
4. この会則は平成 8 年 4 月 7 日総会において一部改正し当日より施行する。
5. この会則は平成 11 年 4 月 4 日総会において一部改正し当日より施行する。
6. この会則は平成 12 年 4 月 16 日総会において一部改正し当日より施行する。
7. この会則は平成 16 年 4 月 11 日総会において一部改正し当日より施行する。
8. この会則は平成 17 年 4 月 10 日総会において一部改正し当日より施行する。
9. この会則は平成 18 年 4 月 9 日総会において一部改正し当日より施行する。
10. この会則は平成 23 年 4 月 24 日総会において一部改正し当日より施行する。
11. この会則は令和 2 年 4 月 5 日総会において一部改正し当日より施行する。